

### 【施策】

#### (1) 再犯防止のための連携体制の整備等

#### (1) 再犯防止のための連携体制の整備等

##### 【現状と課題】

再犯の防止等の推進に関する法律第5条において、国及び地方公共団体は、相互に連携を図るほか、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならないと定められています。

また、同法第24条において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を講ずる努力義務が課せられています。

多摩市では、国や東京都のほか、日野・多摩・稲城地区保護司会などの民間の団体との連携を行うとともに、そのつながりを生かし、「再犯防止推進計画　日野・多摩・稲城3市共通理念」を令和2年度に策定しました。

今後も、より一層の連携の強化や、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体との協働が求められています。

##### 【具体的な施策】

###### ○ 日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換会の実施 【福祉総務課】

日野・多摩・稲城地区保護司会と、その事務局を担う3市の所管課で年に1度意見交換会を実施します。講師を招き、犯罪や非行をはじめとした地域をとりまく課題・現状等への理解を深めるとともに、地域ごとの現状や行政の取組などの情報提供を行い、顔の見える関係性を作り、連携していきます。

###### ○ 多摩市における再犯防止施策の促進及び連携の確保 【福祉総務課】

多摩市における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。

###### ○ 民間協力者との連携強化 【福祉総務課】

再掲 (P. 19 参照)

###### ○ 南多摩保護観察協会への負担金交付 【福祉総務課】

再掲 (P. 19 参照)

###### ○ 更生保護活動への支援

再掲 (P. 19 参照)

###### ○ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

再掲 (P. 19 参照)

## 重点課題6 3市共通で行う取組

### 【施策】

#### (1) 3市共通で行う取組

##### (1) 3市共通で行う取組

###### 【現状と課題】

「再犯防止のための連携体制の整備等」における現状と課題に記載したとおり、日野・多摩・稲城地区保護司会などの民間の団体とのつながりを生かし、3市共通理念を令和2年度に策定しました。

犯罪をした者等が重点課題1～5のような課題を抱えた場合、3市共通理念を基に、3市で連携出来るような環境を整えていく必要があります。

また、支援を必要とする犯罪をした者等が各種サービスを収集できるように情報を提供していく必要があります。

さらに、再犯防止に対する市民の理解促進に向けた取組を幅広く進めていく必要があることから、3市間の連携をより強化していく必要があります。

###### 【具体的な施策】

###### ○ 3市職員勉強会

外部講師による講義の受講や更生保護施設等の見学等を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。

###### ○ 3市職員と保護司の意見交換会

日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有します。

###### ○ 各市における社会を明るくする運動の広報

日野・多摩・稲城地区保護司会のうち、各市の分区が主催となって実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。

###### ○ 日野・多摩・稲城地区保護司会保護司候補者検討協議会

再掲（P.20 参照）